

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 25 日現在

機関番号：15201

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2010～2014

課題番号：22730620

研究課題名(和文) 討議の実現に関する教育学的研究 - 「生活世界の合理化」方略と討議主体形成を中心に -

研究課題名(英文) Application of discourse ethics to pedagogy

研究代表者

丸橋 静香 (Maruhashi, Shizuka)

島根大学・教育学部・准教授

研究者番号：10325037

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,200,000円

研究成果の概要(和文)：今日のグローバル化社会においては、討議倫理学がいうように社会のなかに討議を実現することが重要である。討議とは、討議参加者が、相互の平等性を承認した上で、理由を付して自らの主張を述べ合い、合意を追求することである。しかし、こうした理想的発話状況の実現は難しい。

そこで、本研究は、討議を実現する教育学的方策の解明を目的とした。そのさい、次の二つの方向からこの目的に迫った。(1)非理想的発話状況としての教育現実に対応して討議を実現する方法の解明。(2)討議主体を形成するための、発達段階を考慮した大人の関わりかたの解明。

研究成果の概要(英文)：The object of this research is to apply the discourse ethics to pedagogy. According to discourse ethics it should be realized a discourse where participants must pursue a rational consensus under the reciprocal recognition. But for educational situation it is difficult to expect these ideal situation for deliberation.

Hence two purposes of this research are set. The first purpose is to clear the method for realization the deliberation among children in the classroom where there are not yet a reciprocal relationship. The second purpose is to obtain the method of educating the competency for deliberation considering the stages of development of children.

研究分野：教育哲学

キーワード：討議倫理学 討議の実現 非理想的発話状況 討議主体の形成 発達段階

1. 研究開始当初の背景

現代社会はグローバル化によって特徴づけられる。グローバル化社会においては、問題状況が拡大し、原因 - 結果関係が不明確になるため、責任の所在が判然とせず、問題の解決が先送りになる可能性がある。

討議倫理学 (Diskursethik) を提唱・主導してきた一人、K・O・アーペルによれば、討議 (Diskurs) とは、人間がその根源性にもとづき、「当事者性を越えた問題解決」を目指すものであり、今日のグローバル化に対応しうる。討議倫理学によれば、直接に問題に関係のない人々が、その問題性を認識し、平等な関係性のなかで議論することが、問題の解決をもたらすのである。

以上を踏まえたとき、討議する主体の形成方法、ならびに討議を可能にする条件の探求が重要となる。そこで、「討議の実現に関する教育学的研究」を構想した。

教育学研究において討議倫理学に関する研究には一定の蓄積がある。近年、日本でも、理論的研究に加え、道德授業を中心に実践研究もさかんになっている。しかしながら、本研究が着目したように、討議主体の形成・討議条件に関する先行研究は、少なくとも日本においては存在していなかった。

2. 研究の目的

本研究は次の二つの目的を設定した。

(1) 非理想的発話状態である実際の教育・学校において討議を実現する方法の解明

実際の学校・学級は、慣習や権力が絡まり合った場である。本研究では、こうした言わば非理想的発話状態としての教育現実に、討議倫理学はいかに対応しうるのか、あるいはどのような不十分さがあるのかを明らかにすることを目指した。具体的には、さらに次の二つを課題として設定した。

M・ニケの現実的討議理論の解明とその教育学への適用

ニケの理論はアーペルの超越論的語用論的な討議倫理学を、非理想的状況としての現実世界に応用するために理論的發展を狙ったものである。本研究では、このニケの理論を明らかにし、それを現実の学校教育に活かす方法を考察することを課題とした。

J・ハーバーマスのコミュニケーション的行為の理論の批判的検討

一般に、アーペルの討議倫理学に比べてハーバーマスのコミュニケーション論は、現実の複雑さに柔軟に対応しようとしていると評価される。ただ、ハーバーマスの理論もやはり現実的展開としては不十分ではないか、その原因はハーバーマスの言語観にあるのではないかと仮定しうる。本研究では、この

ことを明らかにすることを目指した。

(2) 討議主体の形成方法の解明

子どもを討議主体へと形成することの重要性は、討議倫理学の教育学への導入以来、主張されてきたことである。また、近年では、新しい社会を形成していくために、社会のステークホルダーとしての子どもの声を把握する重要性が主張されている。しかしながら、具体的な方法論の解明は研究課題としては設定されてこなかった。そこで、本研究ではこの課題に取り組むこととした。

3. 研究の方法

(1) 非理想的発話状態としての実際の教育・学校において討議を実現する方法の解明について

二つの方法によってアプローチした。一方の方法は、M・ニケの「道德の現実的討議理論」の検討をとおして。

もう一方の方法は、J・ハーバーマスのコミュニケーション的行為の理論における言語の性格や位置の批判的検討によって、そのさい、ハーバーマスにおける J・L・オースティンの言語行為論の受容の問題点を論じた。そして、その克服を Ch. ヴルフを中心とするミメシス論に求めた。

(2) 討議主体の形成方法に関して

ハーバーマスが依拠しているコールバーグないしはセルマンの発達段階を手がかりとして解明することとした。

以上のアプローチは、主に文献収集、読解を手段としている。ただ、ヴルフのミメシス論については、その理解を深めるために、ドイツ・ベルリン自由大学に氏を訪問し、インタビューを行った (2013年9月)。

4. 研究成果

本研究の成果は三論文としてかたちになっているので、ここではその要約を示す。

(1) 非理想的発話状態としての教育・学校において討議を実現する方法について

「討議の実現に向けた教育構想に関する一考察 M・ニケの「道德の現実的討議理論」を手がかりに」(2010年)

・ドイツ批判的教育学の検討

まず、討議の実現に関する教育学的研究の先行研究としてドイツの批判的教育学を検討し、その問題点を指摘した。ここで取り上げたのは、K・モレンハウアーと J・マシェラインである。

モレンハウアーは、『教育過程の理論』(1972)において、教育を一方では言語とい

うシンボルに媒介される相互行為過程、他方では再生産過程と捉え、どちらも討議という審級から批判的に考察する。すなわち、平等な相互関係からなるコミュニケーション(討議)からどのくらいかけ離れているかという「歪み」を論じる。そして、その「歪み」の是正を、大人 - 子ども間の平等な関係性実現に期待する。

一方、マシェラインは、『コミュニケーション的行為と教育的行為』(1991)において、モレンハウアーの主体哲学に依拠した人間観を、ハーバーマスに倣って相互主観性に基づくものへと転換し、大人 - 子ども関係を相互主体的なものとして把握する。そして彼は、この関係性の重要性を論じる。

以上のようなドイツの批判的教育学は、討議(平等)が重要であるとしながら、その実現のためには、討議(平等)が必要であるというトートロジーに陥っている。そこで、この問題点を克服するために、ニケの「道徳の現実的討議理論」(以下、現実理論)を検討した。

・ニケの「道徳の現実的討議理論」

ニケの現実理論は、アーペルやハーバーマスにおいて唯一の道徳原理とされている普遍化原理の批判から出発している。普遍化原理(U原理)は、次のように定式化される。

規範の妥当性が主張される条件は、「それにすべての人が従った場合に、すべての個人ひとりひとりの利害関心の充足にとって生ずる(と予期しうる)結果や随伴結果を、すべての関与者が受け入れること(それを、他の可能な規制の仕方から生ずる効果よりも望ましいとしうる)」

ニケによれば、この原理は仮定的に捉えられるべきものであり、事実的に捉えられるべきではない。そのため、ニケはU原理を加工し、現実的な道徳理論を構想しようとする。現実的に考えるために、ニケは規範に関し、妥当性と遵守妥当性を区別する。ある規範が遵守妥当であるかどうかは、次のように判定される。

「道徳規範が、U妥当であり、現実の行為世界において、〔その規範の遵守に対し〕相互に責任を負うことが可能である場合、その道徳規範は遵守妥当である」

しかし、当然のこととして、この原理によって遵守妥当ではないという判断がなされることがありうる。このときは、ニケによれば、U原理に照らして遵守可能な規範Nに対して、現実的に遵守可能な規範N'が必要となる。N'の遵守妥当性は、次のような原理によって判定される。

「一人一人の利害や選好の満足に対して、N'の非一般的遵守によって予見される結果や帰結が、事実上Nを遵守するすべての者や、Nの非一般的遵守に事実上関わるすべての者、そしてN'の遵守に関わり代理主張されるすべての者によって合理的に受け入れられ

うる場合、N'は遵守妥当である」

ニケによれば、N'に従うことは、U原則に妥当な規範Nを実現する上で、「道徳戦略的」である。N'の遵守は、Nの内包する義務は「放棄されるのではなく、保留されるだけ」を意味し、N'とNは「内在的な指示関係」にある。N'の遵守は単に戦略的なものではなく、道徳的なものとなる。

・ニケの現実理論にもとづく教育の構想

ニケの議論は、批判的教育学におけるトートロジー(平等な教育的関係性のためには平等な関係性が必要である)を超えうる。ニケの理論は、平等な関係性を将来的に達成するために、その結果に責任を負うことができ、且つ道徳的に妥当性のある現実的な行為を確定することができる。ニケの理論は、具体的な教育的善き行為の確定ではなく、道徳的な教育行為を知るための現実的手続きを提供しているのである。

「J・ハーバーマスのコミュニケーション的行為の理論に基づく話し合い活動の充実方策 ハーバーマスにおけるオースティン言語行為論受容の批判的検討を通して」(2015年)

・ハーバーマスにおけるオースティン言語行為論の受容の検討

ハーバーマスはウェーバーの近代化論をコミュニケーション論的に転回する。とくに、近代化を主導した、同意に規制された行為を言語行為として記述しなおし、その可能性の条件を探る。そのさい、手がかりとされるのが、オースティンの言語行為論である。

ハーバーマスは、オースティンの発語内行為とコミュニケーション的行為を同一視する。発語内行為とは、その発語によって成立する行為である。約束、宣誓、命名などという行為が該当する。ハーバーマスが、特に関心を寄せるのは、発語内行為によって生じる力である。たとえば「~と命名します」という発語行為からは、話し手 - 聞き手のあいだに平等に、「今後 ~ を ~ と呼ぶこと」に関する規制力が生じる。ハーバーマスは、発語内行為によって生じる、その場への平等な規制力に、現実を批判しうる基準点を見る。すなわち、発語内行為 = コミュニケーション的行為の社会批判力を確認するのである。

しかし、こうしたハーバーマスの解釈は、一方で有意義でありながら、他方では問題がある。オースティンの言語行為論は、発語がなされる場の慣習・コンテキストに規定されることを示唆している。すでに存在する慣習やコンテキストが存在するから、ある発語の意味がそれとして同定されるのである。しかしハーバーマスはこの点への配慮が十分ではないのである。このことはハーバーマスの生活世界概念から明らかになる。

・ハーバーマスの生活世界概念の問題点

オースティン言語行為論に照らすと、生活世界を言語へとすべて還元することは難しい。それは、ヴルフらのミメシス論も示唆している。ヴルフらによれば、コミュニケーションは、ハーバーマスが言うように言語だけに、それも二者間のやりとりだけに限定されるものではない。言語以前のミメシス（模倣）的な相互作用によって成立している、権力関係をも含みこんだコンテクストを、身体レベルでも共通に承認することが肝要となる。生活世界は、言語へとは還元しきれないのである。

また、生活世界を言語に還元することは、コミュニケーション的行為、それ以上にその反省形としての討議が生じる可能性を取り逃がしてしまう。というのも、ハーバーマスはコミュニケーション的行為ないし討議は、生活世界が共通な場合に、テーマが合意・設定されると述べるが、しかしよく考えれば生活世界が共通であるときというのは、すでに根本的なところで 身体感覚レベルでも、その参加者は了解をし合っているのであるから、そこにはコミュニケーション的行為はともかくとしても、少なくともその場を問いつつ討議は原理的には生じないはずだからである。

このようにハーバーマスはコミュニケーション的行為ないし討議が成立する条件への省察が不十分なのである。

・学校・学級においてコミュニケーション的行為ないしは討議を実現していく方策

以上のことから、コミュニケーション的行為ないしは討議を実現するためには、一方では共通のコンテクスト、他方ではそのコンテクストからの差異・逸脱が重要である。

一方の共通のコンテクスト、つまり何らかの発語がその意味で解釈されるための共通の土俵は、学校を想定すると、いわゆる「学級づくり」ないしは日常の学校生活の積み重ねによってしか形成されない。ただ、そのままでは学校・学級のありようが自明なものになってしまい、それを問いかえず討議は生じ得ない。それゆえ、他方では、その共通のコンテクストの「ずらし」が必要になる。これは、教員によって、別の視点、別の発想を授業等で示すことでなされるだろう。

(2) 討議主体の形成方法について

「大人 子ども間の討議を実現する方法について 言語能力の発達段階に即して」
(2012年)

・討議に必要な言語能力とは何か

ハーバーマスによれば、討議が可能になるためには、主体において世界のパースペクティブと話者のパースペクティブがそれぞれ

完成・統合されなければならない。

コミュニケーションの対象世界は、客観的世界（物事の真理に関わる世界）、主観的世界（主体のみが迫れる主観にかかわる世界）、社会的世界（人と人のあいだで正当性（どうすべきか）が問題となる世界）の三つに区分される。世界のパースペクティブが完成されることで、コミュニケーションにおいて、三世界のいずれかを適宜選択・対象化できるようになる。

一方、話者のパースペクティブ体系が完成するということは、その主体が、コミュニケーションの対象ないしテーマについて、自己の視点だけでなく、対話の相手の立場にも視点を置き換えて、さらに第三者の視点でも適宜考え話することができるということを意味する。そのさい、自己の視点からの場合には「私」という一人称を、視点を相手の立場に置き換える場合には「あなた」という二人称を、そして第三者の立場からコミュニケーションを客観的に眺める場合には「彼/彼女」という第三人称を、適切に使用することができる。

・討議能力の発達段階と子どもの区分

ハーバーマスは、セルマンの役割取得理論を手がかりにして、次のように言語能力は発達するとしている。

まず、人やモノとの交渉のなかから、子どもには客観的な観察者パースペクティブが生じ、客観的世界が現れる。また身近な者との交渉のなかから、我・汝パースペクティブが成立する。それによって、「私」の主観的世界が「あなた」のそれから区別して意識されるようになり、「私」という一人称を使用して自分の考えを言葉で表明することができるようになる。ただし、この時点の子どもは、自分の視点からのみ世界を眺めるので、自己中心的な振る舞いとなる。この段階の子どもを<子ども1>とする。

その後、子どもは「私」の視点に「あなた」の視点を関連づけて、考えることができるようになる。つまり相手の立場に立つことができるようになる。ここにおいて、「あなた」という二人称が行為の調整において有効な働きをするようになる。この段階の子どもを<子ども2>とする。

さらに進むと、「私」と「あなた」のパースペクティブの交差が、すでに獲得されていた観察者パースペクティブによって対象化されるようになる。それによって、自己と他者の関係は相互規制されるのみならず、自己と他者を超えたもの、すなわち社会における規範によって規制されることに気づくようになる。ここで、社会的世界が立ち現れてくる。また、この相互行為への客観化のまなざしが、有意義な第三人称の使用と関連する。すなわち、それ以前では所有関係に関する

み使用されていた「彼/彼女」という第三人称が、ここにきて、俯瞰的に相互行為を調整する関心と結びついて使用されるようになるのである。こうしたことが可能になる子どもを、<子ども3>とする。

・大人 子ども間の討議

子どもとの討議において大人が留意すべきことを、子どもの発達段階ごとに、整理した。(1) 討議への態勢づくり、(2) 討議ルール、(3) 意見交換、(4) 合意形成の観点に即して整理した。

そのさい、第一には発達段階上子どもに可能なことを、第二には、その発達段階の後半においては、できるだけ子どもを次の段階に引き上げるような、大人の関わり方を明らかにした。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計3件)

丸橋静香「J・ハーバーマスのコミュニケーション的行為の理論に基づく話し合い活動の充実方策 ハーバーマスにおけるオースティン言語行為論受容の批判的検討を通して」『島根大学教育臨床総合研究』第14号、2015年、印刷中。(査読なし)

丸橋静香「大人 子ども間の討議を実現する方法について 言語能力の発達段階に即して」『教育学研究ジャーナル』(中国四国教育学会)第11号、11-20頁、2012年。(査読あり)

丸橋静香「討議の実現に向けた教育構想に関する一考察 M・ニケの「道徳の現実的討議理論」」を手がかりに」『島根大学教育学部紀要(教育科学)』第44巻、2010年、1~8頁。(査読なし)

〔学会発表〕(計3件)

丸橋静香「コミュニケーション的行為能力を育成する方法について ハーバーマスをヴルフによって補完・展開する試み」教育哲学会第56回大会(於:神戸親和女子大学)2013年10月13日(日)

丸橋静香「教える-学ぶ過程における了解の成立について」中国四国教育学会第64回大会(於:山口大学)2012年11月11日(日)

丸橋静香「大人-子ども間の実践的討議に関する一考察」中国四国教育学会第62回大会(於:香川大学)2010年11月21日(日)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

丸橋 静香 (Maruhashi, Shizuka)
島根大学教育学部・准教授

研究者番号: 10325037